

提案第12号

コミュニティ施策の取扱いについて

- 1 稲沢市のまちづくり組織支援制度及び中島郡祖父江町の地区に対する支援制度を継続する。ただし、合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。
- 2 地区集会場（公民館）補助制度については、稲沢市の制度に統一する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 26 コミュニティ施策の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 稲沢市のまちづくり組織支援制度及び中島郡祖父江町の地区に対する支援制度を継続する。 ただし、合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。2 地区集会場（公民館）補助制度については、稲沢市の制度に統一する。

【提案理由】

- 1 地域に根付き、地域の発展に重要な役割を果たしているコミュニティ組織への支援を継続しつつ、新市の一体性の確立に向けて、新市を通じたコミュニティ支援のあり方を検討していく必要があるためである。
- 2 各地域の需要に応じた整備・運用を確保することができる制度に統一するためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
まちづくり組織支援	<p>稲沢市地区市民センター地区まちづくり推進団体育成助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額 均等割 35万円 世帯割 1世帯80円 <p>【参考】 地区市民センターまちづくり連絡協議会 1団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市民センター地区まちづくり推進協議会の正副会長で構成（26人）。同推進協議会からの負担金（1世帯80円）で運営 ・事務局 地域振興課 <p>各市民センター地区まちづくり推進協議会 7団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区単位 ・会費、市助成金、社会福祉協議会補助金で運営 ・事務局 各市民センター 	<p>コミュニティ活動の推進のため自主的に事業を実施する地区に対して補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額 地区世帯数に400円を乗じた額 	<p>該当なし</p>	<p>稲沢市及び祖父江町の制度を継続する。合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
地区集会場(公民館)補助制度	<p>名称 稲沢市地区集会場整備費補助金</p> <p>補助対象 行政区の申請による</p> <p>補助対象経費 ・ 本体工事、付帯工事 ・ 新築、改築及び増築</p> <p>補助限度額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋 234千円/m² × 延べ面積の1/3以内 ・ 鉄骨 187千円/m² × 延べ面積の1/3以内 ・ 木造 157千円/m² × 延べ面積の1/3以内 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築の場合 200万円 + 3万円/10世帯 ・ 改築の場合 100万円 <p>のどちらか少ない方 新築、改築及び増築時に別途防災倉庫(5m²以上)を設置の場合は、30万円を限度に補助</p> <p>実績 平成14年度 改築 3件</p>	<p>名称 祖父江町地域公民館建築費補助金</p> <p>補助対象 区長からの申請による</p> <p>補助対象経費 ・ 建築、購入、改築及び改装 ・ 建築面積60m²以上 ・ 改装にあつては、建物の購入の場合に限る</p> <p>補助限度額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 1/4以内 ・ 限度額 3,000千円 <p>実績 平成14年度 新築 1件</p>	<p>名称 平和町地区集会施設建設整備事業補助金</p> <p>補助対象 区長からの申請による</p> <p>補助対象経費 ・ 地区集会施設工事 ・ 新築及び改築</p> <p>補助限度額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 1/4以内 ・ 補助基準額 66m²以上 7,200千円 99m²以上 10,800千円 132m²以上 14,400千円 <p>実績 平成14年度 0件</p>	<p>調整方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲沢市の制度に統一する。

【先進事例】

新設合併	さいたま市 (13.5.1)	(7) コミュニティ施策の取扱い コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。
編入合併	呉市 (15.4.1)	16-10 コミュニティの振興等 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
	新居浜市 (15.4.1)	22 - 6 コミュニティ事業の取扱い コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。
	田原市 (15.8.20)	25 26 コミュニティ施策 コミュニティ施策については、田原町の制度に統一する。